

静岡県告示第278号の4

I C T 関連産業立地事業費補助金交付要綱（令和元年静岡県告示第133号）の一部を次のように改正する。
令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「高度 I C T 技術者」とは、次に掲げる要件の全てに該当する者をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> 知事が<u>(ア)</u>に掲げる者と同等以上の高度な知識及び技術を有するものと認定した者</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「高度 I C T 技術者」とは、次に掲げる要件の全てに該当する者をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p><u>(ア)</u> <u>情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項の情報処理安全確保支援士試験に合格した者</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> 知事が<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>に掲げる者と同等以上の高度な知識及び技術を有するものと認定した者</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。